



無線インターネットサービス
(宇和島市地域情報ネットワーク施設用) 契約約款

平成29年2月7日

株式会社 STNet

目 次

第1章 総 則

- 第 1 条 約款の適用 1
- 第 2 条 約款の変更 1
- 第 3 条 用語の定義 1

第2章 無線インターネットサービスの種類等

- 第 4 条 無線インターネットサービスの種類等 3

第3章 無線インターネットサービスの提供区域等

- 第 5 条 無線インターネットサービスの提供区域 3
- 第 6 条 無線インターネットサービスの提供範囲等 3

第4章 契 約

- 第 7 条 契約の単位 3
- 第 8 条 無線インターネット申込みの方法 3
- 第 9 条 無線インターネット申込みの承諾 3
- 第10条 提供開始日 4
- 第11条 最低利用期間 4
- 第12条 品目及び種別等の変更 4
- 第13条 その他の契約内容の変更 4
- 第14条 利用の一時中断 4
- 第15条 無線インターネットサービス利用権の譲渡禁止 4
- 第16条 無線インターネットサービス契約者が行う
無線インターネットサービス契約の解約 4
- 第16条の2 初期契約解除 4
- 第17条 当社が行う無線インターネットサービス契約の解約 4
- 第18条 契約者回線の提供ができなくなった場合の措置 5
- 第19条 その他の提供条件 5

第5章 付加機能の提供等

- 第20条 付加機能の提供 5
- 第21条 付加機能の利用の一時中断 5
- 第22条 付加機能の廃止 6

第6章 回線相互接続

- 第23条 当社又は他社の電気通信回線との接続 6
- 第24条 相互接続点の所在場所の変更 6

第7章 利用中止等

- 第25条 利用中止 6

第26条	利用停止	6
第27条	サービスの廃止	7

第8章 通信

第28条	通信利用の制限等	7
第29条	利用回線による制限	8

第9章 料金等

第30条	料金及び工事等に関する費用	8
第31条	利用料金の支払義務	8
第32条	工事費等の支払義務	9
第33条	手続きに関する料金の支払義務	9
第34条	債権の譲渡	9
第35条	協定提携事業者にかかる債権の譲受等	9
第36条	料金の計算方法等	9
第37条	割増金	9
第38条	遅延損害金	9

第10章 保守

第39条	契約者の維持責任	9
第40条	契約者の切分責任	9
第41条	修理又は復旧の順位	10

第11章 損害賠償

第42条	責任の制限	10
第43条	免責	11

第12章 雑則

第44条	承諾の限界	11
第45条	利用に係る契約者の義務	12
第46条	契約者以外の者の利用に係る義務	12
第47条	ユーザID及びパスワードの管理	12
第48条	契約者回線等の設置場所の提供等	13
第49条	契約者の氏名等の通知	13
第50条	提携事業者等からの通知	13
第51条	契約者に係る情報の利用	13
第52条	提携事業者等のサービスに係る料金等の回収代行	13
第53条	提携事業者等によるサービスに係る料金等の回収代行	13
第54条	法令に規定する事項	13
第55条	閲覧	14

第13章 附帯サービス

第56条	附帯サービス	14
------	--------	----

別記	1 5
1 無線インターネットサービスの提供区域	1 6
2 契約者の地位の承継	1 6
3 契約者の氏名等の変更	1 6
4 新聞社等の基準	1 6
5 特定協定事業者と利用回線	1 6
6 特定協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行	1 6
7 提携事業者	1 6
8 電気通信設備の設置場所の提供等	1 7
9 自営端末設備の接続	1 7
1 0 自営端末設備に異常がある場合等の検査	1 7
1 1 自営電気通信設備の接続	1 7
1 2 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査	1 8
1 3 当社の維持責任	1 8
1 4 無線インターネットサービスにおける禁止事項	1 8
1 5 管轄裁判所	1 9
1 6 情報提供	1 9
1 7 マカフィーセキュリティサービス	1 9
1 8 支払い証明書等の発行	1 9
料金表	2 0
通則	2 1
第1表 料金	2 3
第2表 事務手数料等	2 8
第3表 附帯サービスに関する料金	2 9
附 則	3 0

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、この無線インターネットサービス（宇和島市地域情報ネットワーク施設用）契約約款（料金表を含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これにより無線インターネットサービス（当社がこの約款以外の契約約款及び料金表を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。

（注）本条のほか、当社は、無線インターネットサービスに附帯するサービスをこの約款により提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電气的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 無線ネット網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号、音響又は映像の伝送交換を行うために当社および特定協定事業者が設置する電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
4 無線インターネットサービス	無線ネット網を使用して行う電気通信サービス
5 無線インターネットサービス取扱局	電気通信設備を設置し、それにより無線インターネットサービスに関する業務を行う当社及び提携事業者の事業所
6 無線インターネットサービス取扱所	(1) 無線インターネットサービスに関する契約事務を行う当社の事務所 (2) 当社の委託により無線インターネットサービスに関する契約事務を行う者の事務所
7 取扱局交換設備	無線インターネットサービス取扱局に設置される交換設備（その交換設備に接続される設備等を含みます。）
8 無線インターネットサービス契約	当社から無線インターネットサービスの提供を受けるための契約
9 無線インターネット申込み	無線インターネットサービス契約の申込み
10 申込者	無線インターネットサービス契約の申込みをした者
11 無線インターネットサービス契約者	当社と無線インターネットサービス契約を締結している者
12 初期契約解除	当社から送付する契約内容通知書面の受領から一定の期間、無線インターネットサービス契約者からの請求により、当社の合意なく無線インターネットサービス契約者の都合のみにより契約解除できること

13 契約者回線	無線インターネットサービス契約に基づいて無線インターネットサービス取扱局内に設置された取扱局交換設備と無線インターネットサービス申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線(利用回線を含む。)
14 利用回線	特定協定事業者との契約に基づいて設置される電気通信回線
15 契約者回線等	(1) 契約者回線 (2) 契約者回線に付随して当社が必要により設置する電気通信設備
16 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者(電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。)第9条の登録を受けた者又は事業法第16条の届出をした者をいいます。以下同じとします。)との間の相互接続協定(当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。)に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
17 変復調装置等	利用回線の終端の場所に設置する変復調装置および帯域分離装置(端末設備を除きます。)
18 端末設備	契約者回線の一端に直接又は間接的に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置場所が他の部分の設置場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内にあるもの
19 自営端末設備	無線インターネットサービス契約者が設置する端末設備
20 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
21 収容無線インターネットサービス取扱局	その契約者回線の収容される取扱局交換設備が設置されている無線インターネットサービス取扱局
22 契約者回線等の移転	無線インターネットサービス契約を継続したまま契約者回線等を別の場所に移すこと(同一建物内で端末設備を移転する場合を除きます。)
23 技術基準等	端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)に定める無線インターネットサービスにおける基本的な技術的事項
24 提携事業者	当社が無線インターネットサービスを遂行するにあたり業務提携している事業者
25 協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
26 特定協定事業者	別記5に定める協定事業者
27 ホームページ開設	無線インターネットサービス契約者がホームページを使用して無線インターネットサービス取扱局に設置する情報蓄積装置により情報の蓄積又は公開等を行うこと
28 電子メール	メールアドレスを利用して無線インターネットサービス取扱局に設置する情報蓄積装置により通信の情報の蓄積又は読み出し等を行うこと
29 ダイヤルアップ回線	ダイヤルアップアクセスポイントに接続するための電気通信回線
30 ダイヤルアップアクセスポイント	ダイヤルアップ回線から無線インターネットサービスの一部を利用するために当社又は当社が別に定める事業者が設置する電気通信設備
31 消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 無線インターネットサービスの種類等

(無線インターネットサービスの種類等)

第4条 無線インターネットサービスには、次の種類があります。

種類	内容
無線インターネットサービス	無線ネット網を使用して行う電気通信サービス

2 無線インターネットサービスには、料金表に規定する品目および提供の形態による種別があります。

第3章 無線インターネットサービスの提供区域等

(無線インターネットサービスの提供区域)

第5条 当社の無線インターネットサービスは、別記1に定める提供区域において提供します。

(無線インターネットサービスの提供範囲等)

第6条 当社は、無線インターネットサービスを本邦内に限り提供します。

2 当社が提供する無線インターネットサービスの範囲は、当社ならびに特定協定事業者の相互接続点から当社ならびに他の協定事業者の相互接続点までとします。この場合において、当社は、その相互接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。また、当社は、利用回線に係る通信の品質を保証しません。

第4章 契約

(契約の単位)

第7条 当社は、契約者回線等1回線ごとに1の無線インターネットサービス契約を締結します。この場合、無線インターネットサービス契約者は、1の無線インターネットサービス契約につき1人に限ります。

(無線インターネット申込みの方法)

第8条 無線インターネット申込みをするときは、次に掲げる事項について、当社所定の契約申込書等に記載し、無線インターネットサービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 無線インターネットサービスの品目及び種別等
- (2) その他無線インターネット申込みの内容を特定するための事項

(無線インターネット申込みの承諾)

第9条 無線インターネットサービス契約は、無線インターネット申込みに対して当社が承諾したときに成立します。

- 2 当社は、次のいずれかの場合には、その申込みを承諾しないことがあります。
- (1) 無線インターネットサービスを提供することが技術上又は経済上著しく困難なとき。
 - (2) 申込者が無線インターネットサービスの料金等の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断したとき。
 - (3) 無線インターネットサービス契約の申込みをした者が、無線インターネットサービスの利用を停止されている、又は無線インターネットサービス契約の解約を受けたことがあるとき。
 - (4) 契約申込書に虚偽の事実を記載したことが判明したとき。
 - (5) 第45条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反するおそれがあるとき。
 - (6) 特定協定事業者の承諾が得られないとき、その他その申込内容が相互接続協定に基づく条件に合致しないとき。
 - (7) その他無線インターネットサービスに関する当社の業務の遂行上支障があるとき、又はそのおそれがあると当社が判断したとき。

(提供開始日)

第10条 無線インターネット申込みに基づき、当社及び特定協定事業者が当該無線インターネットサービスの工事を完了した日を無線インターネットサービスの提供を開始した日とします。

(最低利用期間)

第11条 無線インターネットサービスには、最低利用期間はありません。

(品目及び種別等の変更)

第12条 無線インターネットサービス契約者は、当社に対し、当社が別に定めるところにより無線インターネットサービスの品目及び種別等の変更を請求することができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第9条（無線インターネット申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

(その他の契約内容の変更)

第13条 当社は、無線インターネットサービス契約者から請求があったとき（別記2及び別記3に定める変更を含みます。）は、第8条（無線インターネット申込みの方法）第1項第2号に規定する契約内容の変更を行います。

2 当社は、前項の請求があったときは、第9条（無線インターネット申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

(利用の一時中断)

第14条 当社は、無線インターネットサービス契約者から請求があったときにおいて、当社の無線インターネットサービスの利用に支障をきたすと当社が認めた場合は、無線インターネットサービスの利用の一時中断（その無線インターネットサービス契約に係る設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

(無線インターネットサービス利用権の譲渡禁止)

第15条 無線インターネットサービス利用権（無線インターネットサービス契約者が無線インターネットサービス契約に基づいて無線インターネットサービスの提供を受ける権利）は、譲渡することができません。ただし、別記2に定める場合は除きます。

(無線インターネットサービス契約者が行う無線インターネットサービス契約の解約)

第16条 無線インターネットサービス契約者は、無線インターネットサービス契約を解約しようとするときは、あらかじめ無線インターネットサービス取扱所に書面により通知していただきます。

2 前項により、無線インターネットサービス契約を解約する場合、無線インターネットサービス契約者が所有又は占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要するときは、無線インターネットサービス契約者にその復旧に要する費用を負担していただきます。

(初期契約解除)

第16条の2 無線インターネットサービス契約者は、契約内容の確認書面を受領した日から起算して8日を経過するまでの間、書面により本契約の解除を行うことができます。この効力は、無線インターネットサービス契約者が当社が別途定める書面を発した時に生じます。

2 無線インターネットサービス契約者が、初期契約解除に係る書面を発した場合、当社は本契約の解除までの期間において提供を受けた無線インターネットサービスの料金を請求いたします。

(当社が行う無線インターネットサービス契約の解約)

第17条 当社は、第31条（利用停止）の規定により無線インターネットサービスの利用を停止された無線インターネットサービス契約者が、その事実を解消しないときは、無線インターネットサービス契約を解約することがあります。

2 当社は、無線インターネットサービス契約者が第21条（利用停止）第1項各号のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼすと認められるときは、第21条（利

用停止)の規定にかかわらず、無線インターネットサービスの利用停止をしないで無線インターネットサービス契約を解約することがあります。

- 3 当社は、無線インターネットサービス契約者において、破産、民事再生又は会社更生の申立てその他これに類する事由が生じたことを知ったときは、無線インターネットサービス契約を解約することがあります。
- 4 当社は、前3項の規定により無線インターネットサービス契約を解約しようとするときは、あらかじめ無線インターネットサービス契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 5 第1項乃至第3項の解約にあたり、無線インターネットサービス契約者が所有又は占有する敷地、家屋又は構築物等の復旧を要する場合には、無線インターネットサービス契約者にその復旧に要する費用を負担していただきます。

(契約者回線の提供ができなくなった場合の措置)

第18条 当社は、当社及び特定協定事業者及び無線インターネットサービス契約者の責めによらない理由により契約者回線の提供ができなくなった場合は、無線インターネットサービス契約を解約することがあります。

- 2 当社は、前項の規定により、無線インターネットサービス契約を解約しようとするときは、あらかじめ無線インターネットサービス契約者に通知します。

(その他の提供条件)

第19条 無線インターネットサービス契約に関するその他の提供条件については、別記2、3、7、9乃至14に定めるところによります。

第5章 付加機能の提供等

(付加機能の提供)

第20条 当社は、無線インターネットサービス契約者から付加機能の利用の請求があったときは、次の場合を除き、料金表に定めるところにより付加機能を提供します。

- (1) 付加機能の提供を請求した無線インターネットサービス契約者が、無線インターネットサービスの料金又は付加機能利用料の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (2) 付加機能の提供を請求した無線インターネットサービス契約者が第26条(利用停止)の規定により無線インターネットサービスの利用停止をされている、又は当社が行う無線インターネットサービス契約の解約を受けたことがあるとき。
 - (3) 付加機能の提供を請求した無線インターネットサービス契約者が本条第2項の規定により、その付加機能の利用の停止をされている、又はその付加機能の廃止を受けたことがあるとき。
 - (4) 付加機能の提供を請求した無線インターネットサービス契約者が、虚偽の内容を含む請求を行ったとき。
 - (5) 付加機能の提供が技術的に困難なとき、又は付加機能を維持することが困難である等、無線インターネットサービスに関する当社の業務の遂行上支障があるとき。
- 2 当社は、料金表に特段の定めがあるときは、その付加機能の利用の停止又は廃止を行うことがあります。
 - 3 付加機能の利用の請求に基づき、当社が当該付加機能の提供に係る工事を完了した日を付加機能の提供を開始した日とします。

(付加機能の利用の一時中断)

第21条 当社は、無線インターネットサービス契約者から請求があったときは、当社の無線インターネットサービスの利用に支障をきたすと当社が認めた場合は、その付加機能の利用の一時中断(その付加機能に係る設備等を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。)を行います。

(付加機能の廃止)

第22条 当社は、次の場合には付加機能を廃止します。

- (1) その付加機能の提供を受けている無線インターネットサービス契約者から、無線インターネットサービス契約の解約又は付加機能の廃止の申し出があったとき。
- (2) 料金表に別段の定めがあるとき。

第6章 回線相互接続

(当社又は他社の電気通信回線との接続)

第23条 無線インターネットサービス契約者は、その契約者回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線と当社又は当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線との接続の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について当社所定の書面に記載し、無線インターネットサービス取扱所に提出していただきます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、その接続に係る電気通信回線の利用が当社又は前項により無線インターネットサービス契約者が接続を請求した当社以外の電気通信事業者の契約約款及び料金表により制限される場合を除いて、その請求を承諾します。この場合、当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証いたしません。
- 3 無線インターネットサービス契約者は、前2項に規定する接続について、第1項の書面に記載した事項を変更しようとするときは、当社所定の書面によりその変更の請求をしていただきます。この場合、当社は、前項の規定に準じて取り扱います。
- 4 無線インターネットサービス契約者は、第1項及び第2項に規定する接続を廃止しようとするときは、あらかじめ書面により無線インターネットサービス取扱所に通知していただきます。

(相互接続点の所在場所の変更)

第24条 当社は、当社以外の電気通信事業者と締結する相互接続協定に基づき、無線インターネットサービスに係る相互接続点の所在場所を変更することがあります。

第7章 利用中止等

(利用中止)

第25条 当社は、次の場合には、無線インターネットサービス契約者にかかる無線インターネットサービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守又は工事でやむを得ないとき。
 - (2) 前条(相互接続点の所在場所の変更)の規定により、相互接続点の所在場所を変更するとき。
 - (3) 第28条(通信利用の制限等)の規定により、契約者回線等の利用を中止するとき。
- 2 当社は、前項の規定により無線インターネットサービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを無線インターネットサービス契約者に周知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第26条 当社は、無線インターネットサービス契約者が次のいずれかに該当するときは、6ヶ月以内で当社が定める期間(その無線インターネットサービスの料金その他の債務(この約款の規定により、支払いを要することとなった無線インターネットサービスの料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。)を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間)、その無線インターネットサービス契約者にかかる無線インターネットサービスの利用を停止することがあります。

- (1) 無線インターネットサービスの料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) 当社と契約を締結している又は締結していた他のサービス契約の料金等について、支払期日を経

過してもなお支払わないとき。

- (3) 第45条（利用に係る契約者の義務）又は第46条（契約者以外の者の利用に係る義務）又は第47条（ユーザID及びパスワードの管理）の規定に違反したとき。
 - (4) 当社の承諾を得ずに、契約者回線等に自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
 - (5) 契約者回線等に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線等から取り外さなかったとき。
 - (6) 前各号のほか、この約款の規定に違反する行為であって無線インターネットサービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがあると当社が判断したとき。
- 2 当社は、前項の規定により無線インターネットサービスの利用停止をしようとするときは、あらかじめ、その理由及び利用停止期間を無線インターネットサービス契約者に通知します。ただし、第1項第3号の規定により無線インターネットサービスの利用停止をする場合は、この限りではありません。

（サービスの廃止）

第27条 当社は、無線インターネットサービスの全部または一部を廃止することがあります。

- 2 前項の廃止を行う場合、当社は、無線インターネットサービス契約者に対し、廃止日までの十分な期間を設けた上で事前に通知いたします。

第8章 通信

（通信利用の制限等）

第28条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている契約者回線等（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りません。）以外の契約者回線等の利用を制限することがあります。

機関名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。）
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
当社が別記4に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

- 2 通信が著しく輻輳したとき又はその通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるときは、通信が相手先に着信しないことがあります。
- 3 無線インターネットサービス契約者が、当社の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしたとき

は、通信の利用を制限することがあります。

(利用回線による制限)

第29条 無線インターネットサービス契約者は、その利用回線に係る特定協定事業者の条例および施行規則に規定するところにより、利用回線を利用することができない場合においては、その利用回線による無線インターネットサービスを利用することはできません。

2 前項の規定によるほか、利用回線に係る電気通信設備の回線距離若しくは設備状況、他の電気通信サービスに係る電気通信回線設備等からの信号の漏洩又は利用回線の終端に接続される電気通信設備の態様等により、その利用回線による通信の伝送速度が低下し若しくは変動する状態、符号誤りが発生する状態又は通信が全く利用できない状態（通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下、「無線方式に起因する事象」といいます。）となることを無線インターネット契約者は承諾していただきます。

第9章 料金等

(料金及び工事等に関する費用)

第30条 当社が提供する無線インターネットサービスの料金等は、料金表に定めるところによります。

(利用料金の支払義務)

第31条 無線インターネットサービス契約者は、無線インターネットサービス契約に基づいて、当社が無線インターネットサービスの提供を開始した日（付加機能又は端末設備等についてはその提供を開始した日）から起算して、無線インターネットサービス契約の解約があった日（付加機能又は端末設備等についてはその廃止があった日）の前日までの期間について、料金表に定める利用料金を支払っていただきます。

2 無線インターネットサービス契約者は、その契約者が利用している付加機能等により無線インターネットサービス契約者以外の者が行った通信に係る利用料金についても、当社に対し責任を負わなければならないなりません。

3 前項の期間において、利用の一時中断等により無線インターネットサービスを利用することができない状態が生じたときの利用料金（その無線インターネットサービスの一部が全く利用できない状態の場合は、その部分に係る料金額。）の支払いは、次によります。

(1) 利用の一時中断をしたときは、無線インターネットサービス契約者は、その期間中の利用料金を支払っていただきます。

(2) 利用停止があったときは、無線インターネットサービス契約者は、その期間中の利用料金を支払っていただきます。

(3) 前2号のほか、無線インターネットサービス契約者は、次の場合を除き、無線インターネットサービスを利用できなかった期間中の利用料金を支払っていただきます。

区 別	支払いを要しない料金
無線インターネットサービス契約者の責めによらない理由により、無線インターネットサービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度になる場合を含みます。以下この条において同じとします。）が生じた場合、又は一部が全く利用できない状態が生じた場合（無線方式に起因する事象により全く利用できない状態となる場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が継続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその無線インターネットサービスについての利用料金（一部が全く利用できない状態の場合は、その日数に対応するその部分に係る料金額。）

(4) 当社は、支払いを要しない利用料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(5) 第3項の規定に係わらず、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(工事費等の支払義務)

第32条 無線インターネットサービス契約者は、無線インターネット申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、特定協定事業者の定める条例又は施行規則に規定される負担金を含む工事費等を支払っていただきます。

(手続きに関する料金の支払義務)

第33条 無線インターネットサービス契約者は、無線インターネットサービスに係る手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表に規定する事務手数料等を支払っていただきます。

(債権の譲渡)

第34条 当社は、この約款の規定により、無線インターネットサービス契約者が支払いを要することになった料金その他の債務に係る債権の全部又は一部を第三者に譲渡することがあります。

(協定提携事業者にかかる債権の譲受等)

第35条 協定事業者と契約を締結している無線インターネットサービス契約者は、その契約約款等に定めるところにより当社または提携事業者に譲り渡すこととされた協定事業者の債権を譲り受け、当社が請求することを承認していただきます。この場合、当社及び提携事業者は、無線インターネットサービス契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

2 前項の場合において、当社は、譲り受けた債権を当社が提供する無線インターネットサービスの料金とみなして取り扱います。

(料金の計算方法等)

第36条 無線インターネットサービスの料金等の計算方法及び支払方法は、料金表に定めるところによります。

(割増金)

第37条 無線インターネットサービス契約者は、無線インターネットサービスの料金等の支払いを不当に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

(遅延損害金)

第38条 無線インターネットサービス契約者は、料金その他の債務（遅延損害金を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払い日の前日までの日数について、年10%の割合（閏年についても365日当たりの割合とします。）で計算して得た額を遅延損害金として当社が別に定める方法により支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から計算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第10章 保 守

(契約者の維持責任)

第39条 無線インターネットサービス契約者は、その契約者回線等に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備を技術基準等に適合するように維持していただきます。

(契約者の切分責任)

第40条 無線インターネットサービス契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線等に接続されている場合であって、当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、無線インターネットサービス契約者から請求があったときは、当社は、無線

インターネットサービス取扱局において試験を行い、その結果を無線インターネットサービス契約者に通知します。

- 3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、無線インターネットサービス契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、無線インターネットサービス契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(注) 本条は、自営端末設備又は自営電気通信設備について、当社と保守契約を締結している無線インターネットサービス契約者には適用しません。

(修理又は復旧の順位)

第41条 当社は、当社の設置した電気通信設備（ただし、無線インターネットサービス契約者の依頼により当社が設置した自営電気通信設備は除く）が故障し又は滅失した場合には、その全部を修理し又は復旧することができないときは、第28条（通信利用の制限等）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し又は復旧します。この場合、第1順位又は第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順位	機関名
1	気象機関との契約に係るもの 水防機関との契約に係るもの 消防機関との契約に係るもの 災害救助機関との契約に係るもの 警察機関との契約に係るもの 防衛機関との契約に係るもの 輸送の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 通信の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 選挙管理機関との契約に係るもの 当社が別記4に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関との契約に係るもの 預貯金業務を行う金融機関との契約に係るもの 国又は地方公共団体の機関との契約に係るもの（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

(注) 当社は、当社の設置した電気通信設備（ただし、無線インターネットサービス契約者の依頼により当社が設置した自営電気通信設備は除く）を修理又は復旧するときは、故障又は滅失した契約者回線について、暫定的にその契約者回線を収容する無線インターネットサービス取扱局を変更することがあります。

第11章 損害賠償

(責任の制限)

第42条 当社は、無線インターネットサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その無線インターネットサービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度になる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その無線インターネットサービス契約者の損害を賠償します。ただし、協定事業者が当該協定事業者の契約約款等に定めるところにより損害を賠償する場合は、この限りではありません。

- 2 前項の場合において、当社は、無線インターネットサービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。以下この条において同じとします。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する無線インターネットサービスの利用料金（料金表に規定する利用料金。なお、その無線インターネットサービスの一部が全く利用できない状態の場合は、その部分に係る料金額。以下この条において同じとします。）の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
- 3 前項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表に準じて取り扱います。
- 4 当社の故意又は重大な過失により無線インターネットサービスの提供をしなかったときは、第1項及び第2項の規定は適用しません。
- 5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、損害賠償の取扱いについて料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

（免責）

- 第43条** 当社は、無線インターネットサービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあたって、無線インターネットサービス契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社の責めによらない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。
- 2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用は、負担しません。
 - 3 当社は、無線インターネットサービス契約者が無線インターネットサービスを利用することにより得た情報等（コンピュータプログラムを含みます。）について何らの責任を負いません。また、これらの情報等に起因して生じた一切の損害に対しても何らの責任を負いません。
 - 4 当社は、無線インターネットサービス契約者が無線インターネットサービスに係る電気通信設備のファイルに書き込んだ情報が、掲載停止若しくは削除されたこと、又は掲載停止若しくは削除されなかったことに起因して、その契約者その他第三者に損害が生じたとしても、理由のいかんにかかわらず、一切責任を負いません。
 - 5 当社は、無線インターネットサービス契約者が電子メール又はホームページ開設のために情報蓄積装置に蓄積する情報の保存について、理由のいかんにかかわらず、一切責任を負いません。
 - 6 当社は、利用停止により無線インターネットサービス契約者に損害が生じても、理由のいかんにかかわらず、一切責任を負いません。
 - 7 無線インターネットサービス契約者が無線インターネットサービスの利用に関連し、他の無線インターネットサービス契約者又は第三者に対して損害を与えたものとして、当該他の無線インターネットサービス契約者又は第三者からの何らかの請求がなされ、又は訴訟が提起された場合、その無線インターネットサービス契約者は、自らの費用と責任において当該請求又は訴訟を解決するものとし、当社は一切責任を負いません。
 - 8 当社は、第27条（サービスの廃止）に定める廃止により無線インターネットサービス契約者に損害が生じても、理由のいかんにかかわらず、一切責任を負いません。
 - 9 当社の故意又は重大な過失に基づく場合には、第3項乃至第6項の規定は適用しません。

第12章 雑則

（承諾の限界）

- 第44条** 当社は、無線インターネットサービス契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合、その理由をその請求をした無線インターネットサービス契約者に通知します。

ただし、この約款において別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

(利用に係る契約者の義務)

第45条 無線インターネットサービス契約者は次のことを守っていただきます。

- (1) 当社が無線インターネットサービス契約に基づき設置した電気通信設備を移動、取りはずし、変更、分解、若しくは破壊、又はその契約者回線に線条その他の導体を連絡しないこと。
ただし、天災、事変その他の非常事態に際してその電気通信設備を保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。なお、この場合はすみやかに無線インターネットサービス取扱所に通知していただきます。
 - (2) 通信の伝送交換に妨害を与える行為をしないこと。
 - (3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が無線インターネットサービス契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
 - (4) 無線インターネットサービスの提供に必要な電気通信設備の設置のため、無線インターネットサービス契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等を当社に無償で使用させること。
この土地、建物等について、地主、家主その他の利害関係人があるときは、無線インターネットサービス契約者はあらかじめ必要な承諾を得ておくこと。
 - (5) 無線インターネットサービス契約者は、当社が当社の指定する設備の設置、調整、検査、修理等を行うため、無線インターネットサービス契約者が所有する若しくは占有する土地、建物その他の工作物等への立入を求めた場合は、これに協力すること。
 - (6) 当社が無線インターネットサービス契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
 - (7) 他人の著作権その他の権利を侵害し、公序良俗に反し、又は法令に反する態様で無線インターネットサービスを利用しないこと。
 - (8) 別記14に定める禁止事項に抵触しないこと。
- 2 無線インターネットサービス契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し又はき損したときは、当社が指定する期日までに、その補充、修繕、その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

(契約者以外の者の利用に係る義務)

第46条 無線インターネットサービス契約者は、その契約者回線等を無線インターネットサービス契約者以外の者に使用させる場合は、前条のほか次のことを守っていただきます。

- (1) 無線インターネットサービス契約者は、前条の規定の適用について、その契約者回線等を使用する者の行為についても、当社に対して責任を負うこと。
- (2) 無線インターネットサービス契約者は、当社が次に定めるこの約款の規定について、その契約者回線等に接続する端末設備、自営端末設備又は自営電気通信設備のうち、その契約者回線等を使用する者の設置に係るものについても、当社に対して責任を負うこと。
 - ア 第39条 (契約者の維持責任)
 - イ 第40条 (契約者の切分責任)
 - ウ 別記の9 (自営端末設備の接続)
 - エ 別記の10 (自営端末設備に異常がある場合等の検査)
 - オ 別記の11 (自営電気通信設備の接続)
 - カ 別記の12 (自営電気通信設備に異常がある場合等の検査)

(ユーザID及びパスワードの管理)

第47条 当社は、契約の成立に伴い無線インターネットサービス契約者にユーザIDとパスワードを付与します。

- 2 無線インターネットサービス契約者は、ユーザID及びパスワードを適切に管理していただきます。
- 3 無線インターネットサービス契約者は、ユーザID及びパスワード及び本サービスを第三者に利用させること、貸与、譲渡または売買することはできません。
- 4 ユーザID及びパスワードの管理不十分、使用上の過誤または第三者の不正使用に起因する損害は無線インターネットサービス契約者に負っていただき、当社は責任を負いません。
- 5 前項に該当する事実が判明した場合、無線インターネットサービス契約者は当社に通知してくだ

い。

- 6 無線インターネットサービス契約の解約に伴い、無線インターネットサービス契約者は当社にユーザIDを返還していただきます。

(契約者回線等の設置場所の提供等)

第48条 無線インターネットサービス契約者からの契約者回線等及び端末設備の設置場所の提供等については、別記8に定めるところによります。

(契約者の氏名等の通知)

第49条 当社は、別記7に定める提携事業者又は協定事業者から請求があったときは、無線インターネットサービス契約者（その提携事業者又は協定事業者と無線インターネットサービスを利用する上で必要な契約を締結している者に限ります。）の氏名及び住所等をその提携事業者又は協定事業者へ通知することがあります。

(提携事業者等からの通知)

第50条 無線インターネットサービス契約者は、当社が料金又は工事に関する費用の適用にあたり必要があるときは、提携事業者又は協定事業者からその料金又は工事に関する費用を適用するために必要な契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

(契約者に係る情報の利用)

第51条 当社は、無線インターネットサービス契約者に係る氏名若しくは名称、電気通信番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を、当社、提携事業者又は協定事業者の契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用又は料金の請求その他の当社の契約約款等、提携事業者又は協定事業者の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。

(注) 業務の遂行上必要な範囲での利用には、無線インターネットサービス契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。

(提携事業者等のサービスに係る料金等の回収代行)

第52条 当社は、無線インターネットサービス契約者から申出があったときは、次の全ての条件を満たす場合に限り、提携事業者の契約約款等又は協定事業者（当社が別に定める協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。）の契約約款等の規定により提携事業者又は協定事業者がその契約者に請求することとしたサービスに係る料金又は工事に関する費用について、その提携事業者又は協定事業者の代理人として、当社の請求書により請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

(1) その申出をした無線インターネットサービス契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っておらず、又は怠るおそれがないとき。

(2) その無線インターネットサービス契約者の申出について、提携事業者又は協定事業者が承諾するとき。

(3) その他当社の業務の遂行上支障がないとき。

- 2 前項の規定により、当社が請求した料金又は工事に関する費用について、その無線インターネットサービス契約者が当社が定める支払い期日を超えてもなお支払わないときは、当社はその無線インターネットサービス契約者に係る前項の取扱いを廃止します。

(提携事業者等によるサービスに係る料金等の回収代行)

第53条 当社は、無線インターネットサービス契約者から申出があったときは、この契約約款の規定により当社がその契約者に請求することとしたサービスに係る料金等について、当社の代理人として、提携事業者又は協定事業者からの請求書により請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

(法令に規定する事項)

第54条 無線インターネットサービスの提供又は利用にあたり、別記9から13の法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(閲覧)

第55条 当社は、この約款において、当社が別に定めることとしている事項について、閲覧に供します。

第13章 附帯サービス

(附帯サービス)

第56条 無線インターネットサービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記17、18、19に定めるところによります。

別 記

別記

1 無線インターネットサービスの提供区域

無線インターネットサービスの提供区域は、次に掲げる市町村の区域のうち当社が別に定める区域とします。

県	市 町 村
愛媛県	宇和島市

(注) 当社は、行政区画、その地域の社会的経済的諸条件、無線インターネットサービスの需要と供給の見込み等を考慮して無線インターネットサービス提供区域を設定します。

2 契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併等により、無線インターネットサービス契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併等の後存続する法人若しくは合併等により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、速やかに無線インターネットサービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1) の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、(2) の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

3 契約者の氏名等の変更

- (1) 無線インターネットサービス契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所に変更があったときは、そのことを速やかに無線インターネットサービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1) の届出があったときは、当社は、その届出があった事実を証明する書類を添付していただくことがあります。

4 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が一の題号について8,000部以上であること。
2 放送事業者	電波法(昭和25年法律第131号)の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース(1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース若しくは情報(広告を除きます。)をいいます。)を供給することを主な目的とする通信社

5 特定協定事業者と利用回線

当社は、特定協定事業者及び利用回線を以下のとおりとします。

特定協定事業者	利用回線
宇和島市	宇和島市地域情報ネットワーク施設設置条例別表2に定める種別の内、無線インターネット接続

6 特定協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行

当社は、契約者からの要請があったときは、特定協定事業者の電気通信サービスの利用に係る申込み、請求、届出その他電気通信サービスの利用に係る事項について、手続きの代行を行います。

7 提携事業者

当社は、下記の事業者を提携事業者として扱います。

宇和島ケーブルテレビ株式会社

8 電気通信設備の設置場所の提供等

- (1) 契約者回線等の終端にある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社又は特定協定事業者が契約者回線等及び端末設備を設置するために必要な場所は、その無線インターネットサービス契約者から提供していただきます。
- (2) 当社又は特定協定事業者が無線インターネットサービス契約等に基づいて設置する電気通信設備に必要な電気は、無線インターネットサービス契約者から提供していただきます。
- (3) 無線インターネットサービス契約者等は、契約者回線等の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社又は特定協定事業者の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、無線インターネットサービス契約者等の負担によりその設備を設置していただきます。

9 自営端末設備の接続

- (1) 無線インターネットサービス契約者は、その契約者回線等の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線等に自営端末設備を接続することができます。この場合において、事業法第53条第2項（同法第104条第4項において準用する場合を含む。）、同法第58条（第104条第7項において準用する場合を含む。）又は同法第65条の規定により表示が付されている端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合していないとき。
 - イ その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は(2)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 無線インターネットサービス契約者は、事業法第71条の規定により、工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。
ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) 無線インターネットサービス契約者がその自営端末設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。
- (7) 無線インターネットサービス契約者はその契約者回線等に接続されている自営端末設備を取り外したときは、そのことを当社に通知していただきます。

10 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、契約者回線等に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、無線インターネットサービス契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、無線インターネットサービス契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明証を提示します。
- (3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、無線インターネットサービス契約者は、その自営端末設備を契約者回線等から取り外していただきます。

11 自営電気通信設備の接続

- (1) 無線インターネットサービス契約者は、その契約者回線等の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線等に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について、当社所定の書面に記載し、その接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。

イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて事業法第70条第1項第2号による総務大臣の認定を受けたとき。

- (3) 当社は、(2)の承諾にあたっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 無線インターネットサービス契約者は、事業法第71条の規定により、工事担任者規則(昭和60年郵政省令第28号)第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。
ただし、同規則第3条で定める場合には、この限りではありません。
- (6) 無線インターネットサービス契約者がその自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。
- (7) 無線インターネットサービス契約者は、その契約者回線等に接続されている自営電気通信設備を取り外したときは、そのことを当社に通知していただきます。

12 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

契約者回線等に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他の電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記10(自営端末設備に異常がある場合等の検査)の規定に準じて取り扱います。

13 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)に適合するように維持します。

14 無線インターネットサービスにおける禁止事項

無線インターネットサービス契約者は、無線インターネットサービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 他人の知的財産権(著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等)、その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
- (2) 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為。
- (3) 他人を誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用をき損する行為又はき損するおそれのある行為。
- (4) 脅迫的な行為、民族的・人種的差別につながる行為。
- (5) 詐欺、規制薬物の濫用、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買、業務妨害等の犯罪行為、又はこれを誘発若しくは扇動する行為。
- (6) わいせつ、児童ポルノ、猥雑若しくは児童虐待にあたる画像若しくは文書等を送信し、又は掲載する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為。
- (7) 薬物犯罪、規制薬物、指定薬物、広告禁止告示品(指定薬物等である疑いがある物として告示により広告等を広域的に禁止された物品)もしくはこれらを含むいわゆる危険ドラッグ濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、未承認もしくは使用期限切れの医薬品等の広告を行う行為、またはインターネット上で販売等が禁止されている医薬品を販売等する行為。
- (8) 法を逸脱した又は逸脱するおそれのある営業行為(無限連鎖講(ネズミ講)の開設若しくはこれを勧誘する行為又は悪質な連鎖販売取引等)。
- (9) 無線インターネットサービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為。
- (10) 他人になりすまして無線インターネットサービスを利用する行為(偽装するためにメールヘッダー等の部分に細工を行う行為を含みます)。
- (11) 他の契約者等の個人情報収集又は蓄積する行為。
- (12) 有害なコンピュータプログラム等を送信し又はこれを他人が受信可能な状態のまま放置する行為。
- (13) 画面上での対話の流れを妨害し、又は他の契約者がリアルタイムに操作・入力しようとすることに悪い影響を及ぼすおそれのある行為。
- (14) 本人の同意を得ることなく、他人が嫌悪感を抱く又はそのおそれのある電子メールを送信する行為。

- (15) 本人の同意を得ることなく、不特定多数の者に対して商業的宣伝又は勧誘の電子メールを送信する行為。
- (16) 継続的に大量のトラフィックを送受信し、当社若しくは他人の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える、又は与えるおそれのある行為。
- (17) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博ギャンブルへの参加を勧誘する行為
- (18) 違法行為（けん銃等の譲渡、鉄砲・爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請負し、仲介しまたは誘引（他人に依頼することを含む）する行為
- (19) 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
- (20) 人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
- (21) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつその行為を助長する態様でリンクを張る行為。
- (22) 犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為
- (23) 当社の承諾を得ることなく、第三者からの要求に対し、情報を自発的に応答させる行為又は応答させることを目的とした自営電気通信設備を設置する行為。
- (24) 無線インターネットサービスの一部または全部を第三者（同一契約者回線等を使用する同居の家族等は除きます）に利用させたり、転貸する行為。
- (25) その他公序良俗に違反し、又は他人の権利を侵害すると当社が判断した行為。
- (26) その他、当社が不適切と判断する行為。

15 管轄裁判所

この約款に関する訴訟については、その債権額に応じて高松地方裁判所又は高松簡易裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

16 情報提供

当社は、当社が提供する情報等を不定期に、無線インターネットサービス契約者の電子メールアドレスに対して送付させていただく場合があります。

17 マカフィーセキュリティサービス

当社は、無線インターネットサービス契約者から請求があったときは、当社が別に定める方法により、その無線インターネットサービスに係わるマカフィーセキュリティサービスを提供します。この場合、無線インターネットサービス契約者は、料金表に定める料金を支払っていただきます。

18 支払い証明書等の発行

当社は、無線インターネットサービス契約者から請求があったときは、当社が別に定める方法により、その無線インターネットサービスに係わる支払い証明書等（以下「支払い証明書等」といいます。）を発行します。この場合、無線インターネットサービス契約者は、料金表に定める発行料を支払っていただきます。

料 金 表

通則

(料金の計算方法等)

- 1 当社は、無線インターネットサービス契約者がその無線インターネットサービスの品目若しくは種別等に応じて定まる月額料金（基本額、加算額及び付加機能利用料（以下「定額利用料」といいます。））とサービス利用実績により定まる料金（以下「通信料」といいます。）を料金月（1の暦月の起算日（暦月の初日）から次の暦月の起算日の前日までの期間をいいます。以下同じとします。）に従って計算します。
- 2 定額利用料は、起算日において提供されている無線インターネットサービスの品目若しくは種別等に準じた料金を適用して算定します。
 - (1) 提供開始日が含まれる月の定額利用料はいただきません。
 - (2) 無線インターネットサービスの解約日又は付加機能の廃止日が起算日以外になる場合は、当該料金月の定額利用料はいただきます。
 - (3) 提供開始日と無線インターネットサービスの解約日又は付加機能の廃止日が同一月となった場合には、当該料金月の定額利用料はいただきます。
 - (4) 無線インターネットサービスの品目若しくは種別等が変更された場合には、起算日時点で無線インターネットサービス契約者に対して提供されているサービス品目若しくは種別等に応じて定まる料金を適用して算定します。
 - (5) 初期契約解除を行う場合は、上記に係らず提供開始日から本契約の解除までの期間において定額利用料を日割りにて算定します。
 - (6) (5) を適用する場合の定額利用料の日割は、暦日数により行います。
- 3 通信料については、料金月に従って1の通信ごとに計算したものの合計額とします。

(端数処理)

- 4 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 5 無線インターネットサービス契約者は、料金表に定める料金、事務手数料等及び附帯サービスに関する費用について、当社が指定する期日までに、当社が指定する金融機関等を通じて支払っていただきます。
- 6 無線インターネットサービス契約者は、料金、事務手数料等及び附帯サービスに関する費用について、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

- 7 当社は、当社に特別な事情がある場合は、前項の規定にかかわらず、無線インターネットサービス契約者の承諾を得て、2ヶ月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

- 8 当社は、当社が請求することとなる料金、事務手数料等及び附帯サービスに関する費用について、無線インターネットサービス契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。ただし、前受金には利息を付さないこととします。

(消費税相当額の加算)

- 9 第31条（利用料金の支払義務）から第33条（手続きに関する料金の支払義務）まで及び第56条（附帯サービス）の規定等により、この料金表に定める料金等の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額（税抜価格（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。））に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

（注）この料金表に表示する括弧内の額は税込価格を表します。

(料金等の臨時減免)

- 10 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金、工事費、事務手数料等及び附帯サービスに関する費用を減免することがあります。この場合、当社は、その災害の被災地及び近隣の無線インターネットサービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

第1表 料金

第1 利用料金

1 適用

区分	内容				
(1) 品目及び種別等に係る料金の適用	ア 無線インターネットサービスには次の品目があります。				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>54Mb/s</td> <td>下り方向概ね最大 54Mbit/s、上り方向概ね最大 54Mbit/s の符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table>	品目	内容	54Mb/s	下り方向概ね最大 54Mbit/s、上り方向概ね最大 54Mbit/s の符号伝送が可能なもの
	品目	内容			
	54Mb/s	下り方向概ね最大 54Mbit/s、上り方向概ね最大 54Mbit/s の符号伝送が可能なもの			
イ 無線インターネットサービスには、次表のとおり提供の形態による種別があります。					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無線</td> <td>別記5に定める特定協定事業者の利用回線に係るもの</td> </tr> </tbody> </table>	種別	内容	無線	別記5に定める特定協定事業者の利用回線に係るもの	
種別	内容				
無線	別記5に定める特定協定事業者の利用回線に係るもの				
(2) 復旧等に伴い収容無線インターネットサービス取扱局又はその経路を変更した場合の利用料金の適用	当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧をするときに、一時的に収容無線インターネットサービス取扱局又はその経路を変更した場合の定額利用料は、その契約者回線等を変更前の収容無線インターネットサービス取扱局又は経路において修理又は復旧したものとみなして適用します。				

2 料金額

2-1 定額利用料

2-1-1 基本額

品目	料金額 [1 契約者回線等ごとに月額] (税込価格)
54Mb/s	3,500 円 (3,780 円)
備考 ア 通信の着信先は同時に1つまでとしていただきます。ただし、標準ダイヤルアップIP接続機能、有料ダイヤルアップIP接続機能を利用した場合に限り、契約者の保有する接続IDの数だけの同時接続を認めるものとします。	

2-1-2 付加機能利用料

区分	単位	料金額 [月額] (税込価格)	
1 電子メール機能 無線インターネットサービス取扱局に設置される電子メール情報蓄積装置を利用して、電子メールの蓄積、読み出し又は転送、迷惑メールの振分け等を行う機能をいいます。	基本額	メールアドレス最大3個まで (1GB/60日間/1メールアドレス)	
	加算額	1メールアドレス追加ごとに (1GB/60日間/1メールアドレス)	
	メールボックス容量	1メールアドレス蓄積容量 1GB 追加ごとに(追加できる容量は4GBまで)	
	メールを蓄積できる期間	1メールアドレスに蓄積できる期間365日	無料
		1メールアドレスに蓄積できる期間(迷惑メールおまかせ振分け付)	300 円 (324 円)

			迷惑メールおまかせ振分け	200 円 (216 円)
備考	<p>ア 当社は、1の契約者回線につき3のメールアドレスを割当てます。この場合において、1のメールアドレスにおいて利用できる電子メール蓄積装置の容量は1GBとし、電子メールを蓄積できる期間は60日間とします。</p> <p>イ 光ネットサービス契約者は、利用するメールアドレスの数、1のメールアドレスにおいて利用できる電子メール蓄積容量及び蓄積できる期間の変更を請求することができます。</p> <p>ウ 追加できるメールアドレスの数は、最大7個までとします。</p> <p>エ 追加することにより付与される1のメールアドレスにおいて利用することができる電子メール蓄積容量は1GB、蓄積できる期間は60日間とします。</p> <p>オ 電子メール蓄積容量は、1のメールアドレスごとに1GB単位で4GBまで追加できるものとし、最大5GBまでとします。</p> <p>カ 電子メールを蓄積できる期間は、365日又は無期限に延長できるものとします。無期限の場合は、迷惑メールおまかせ振分け機能も提供するものとします。ただし、利用に係るその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。</p> <p>キ 1のメールアドレスにおいて「迷惑メールおまかせ振分け」を利用することができるものとします。当社は、電子メール蓄積装置に蓄えられた受信電子メールのうち、当社が別に定めるソフトウェアを用いて迷惑メールと判断した受信電子メールをあらかじめ指定したメールフォルダへ保存する機能を「迷惑メールおまかせ振分け」とします。当社が別に定めるソフトウェアにより対応可能な受信電子メールとします。本機能は、迷惑メールの振分けとして完全な機能を果たすことを保証するものではありません。ただし、利用に係るその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。</p> <p>ク 光ネットサービス契約者は、当社指定のメールソフト、ブラウザまたは携帯電話を利用して電子メールの送信または受信を行うことができます。</p> <p>ケ 電子メール蓄積装置に蓄えられた受信電子メールをあらかじめ転送先として指定したメールアドレスへ転送することができます。</p> <p>コ 当社は光ネットサービス契約に関する技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、メールアドレスを変更していただくことがあります。この場合、あらかじめその旨を光ネットサービス契約者に通知します。</p> <p>サ 光ネットサービス契約者が送信した電子メール(当社以外の者が割当てを行ったメールアドレスを使用するものを含みます。)について、他の電気通信事業者等から異議申し立てがあり、その光ネットサービス契約者からの電子メールの転送を継続して行うことについて光ネットサービスの提供に重大な支障があると認められるときは、当社はその光ネットサービス契約者からの電子メールの転送を停止することがあります。</p> <p>シ 当社は、電子メールの利用に伴い発生する損害(キ並びに、エ及びカの規定により現に蓄積している情報の転送の停止若しくは消去又は電子メールの利用の廃止を行ったことに伴い発生する損害を含みます。)については責任を負いません。</p> <p>ス 電子メールの利用に係るその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。</p>			
2 ホームページ開設機能	無線インターネットサービス取扱局に設置されるホームページ情報蓄積装置を利用して、ホームページに係る情報の蓄積又は公開等を行う事ができる機能をいいます。	基本額	1のホームページアドレス利用につき (20MB)	無料
		加算額	1ホームページ蓄積容量5MB追加ごとに	200 円 (216 円)

備考	<p>ア 当社は、1の契約者回線につき1のホームページアドレスを割当てるものとし、1のホームページアドレスに蓄積できる通信の情報量は20MBとします。</p> <p>イ 無線インターネットサービス契約者は、1のホームページアドレスごとに5MB単位で最大80MBまで蓄積容量を追加することができます。</p> <p>ウ 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときその他無線インターネットサービス契約に関する当社の業務の遂行上著しい支障があるときは、現にホームページとして蓄積している情報の公開を停止し、又は消去することがあります。</p> <p>エ 当社は、他人の著作権その他の権利を侵害し、公序良俗に反し、又は法令に反する態様でホームページが利用されていると認めた場合は、現にホームページとして蓄積している情報の公開の停止を行うことがあります。</p> <p>オ 当社は、エの規定により現にホームページとして蓄積している情報の公開の停止をされた無線インターネットサービス契約者が、なおその事実を解消しないときは、その無線インターネットサービス契約者に係るホームページの利用の廃止を行うことがあります。</p> <p>カ エからオまでの規定により、現にホームページとして蓄積している情報の公開の停止若しくは消去又はホームページの利用の廃止を行う場合は、当社はあらかじめ、その旨を無線インターネットサービス契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。</p> <p>キ 当社は、無線インターネットサービス契約者が一定期間ホームページの情報の蓄積を行わないときは、その無線インターネットサービス契約者のホームページの利用の廃止を行うことがあります。この場合は、当社はあらかじめ、その旨を無線インターネットサービス契約者に通知します。</p> <p>ク 当社は、ホームページの利用に伴い発生する損害（ウからオまでの規定及びキの規定により現にホームページとして蓄積している情報の公開の停止若しくは消去又はホームページの利用の廃止を行ったことに伴い発生する損害を含みます。）については、責任を負いません。</p> <p>ケ ホームページの利用に係るその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。</p>		
3 ウィルスチェック機能	<p>無線インターネットサービスに係る情報蓄積装置を経由する電子メールに対して、コンピュータウイルス（通信やコンピュータ等の機能に妨害を与えるためのプログラムであって、当社が別に定めるものをいいます。以下同じとします。）が含まれる場合において、当該コンピュータウイルスを検知及び駆除又は削除等する機能をいいます。</p>	基本額	無料
備考	<p>ア 当社は、本機能に係るメールアドレスに送受信された電子メールに含まれるコンピュータウイルス（以下「ウイルス」といいます。）について、当社が別に定めるソフトウェアを用いてウイルスの検知及び駆除又は削除を行います。ただし、駆除又は削除可能なウイルスは、ウイルスの検知及び駆除又は削除の実施時における、当社が別に定めるウイルスパターンファイル（コンピュータウイルスを検知するため、各々のウイルスの特徴をパターンとしてまとめたもの）により対応可能なウイルスとします。</p> <p>イ 本機能は、ウイルスチェックとして完全な機能を果たすことを保証するものではありません。</p> <p>ウ 当社は、本機能利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。</p> <p>エ 当社の故意又は重大な過失により生じた損害である場合は、ウの規定は適用しません。</p> <p>オ 本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。</p>		

4 ホームページ閲覧規制機能	無線インターネットサービス契約者がホームページの閲覧をする場合に、当社が別に定めるところにより指定したホームページの閲覧を規制する機能をいいます。	1 識別 I D ごと	200 円 (216 円)
	備考 ア 当社は、1 の契約者回線につき 1 の機能を提供します。 イ 本機能は、ホームページ閲覧規制として完全な機能を果たすことを保証するものではありません。 ウ 本サービスにおいて、その他提供条件については、デジタルアーツ株式会社と無線インターネットサービス契約者とのエンドユーザライセンス契約（利用規約）に準じます。 エ 当社は、本機能の利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。 オ 当社の故意又は重大な過失により生じた損害である場合は、エの規定は適用しません。 カ 本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。		
5 標準ダイヤルアップ I P 接続機能	四国内においてダイヤルアップ回線に電話回線、I S D N 回線等を使用して、インターネットプロトコルによる通信が利用できる機能をいいます。	—	無料
	備考 ア 標準ダイヤルアップ I P 接続機能において利用することができる接続 I D の数は、1 に限ります。 イ 無線インターネットサービス契約者は、ダイヤルアップ回線から当社が別に定める通信方式により、当社が別に定めるダイヤルアップアクセスポイントに接続して通信を行うことができます。 ウ 本機能は、四国内 3 3 ヶ所の当社が別途指定する第 2 ダイヤルアップアクセスポイント（アナログ / I S D N 対応）および P H S 対応ダイヤルアップアクセスポイントにおいてダイヤルアップ I P 接続機能を提供します。 エ 当社は、技術上又は業務遂行上やむを得ない理由がある場合は、ダイヤルアップアクセスポイント番号を変更することがあります。 オ 当社は、ダイヤルアップ回線の通信の品質を保証いたしません。 カ 本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。		
6 有料ダイヤルアップ I P 接続機能	本邦内においてダイヤルアップ回線に電話回線、I S D N 回線等を使用して、インターネットプロトコルによる通信が利用できる機能をいいます。	1 接続 I D 追加ごとに	1,000 円 (1,080 円)
	備考 ア 当社は、無線インターネットサービス契約者からの請求に基づき、当社が別に定める数の範囲内において、接続 I D の割当てを行います。 イ 無線インターネットサービス契約者は、ダイヤルアップ回線から当社が別に定める通信方式により、当社が別に定めるダイヤルアップアクセスポイントに接続して通信を行うことができます。 ウ 当社は、技術上又は業務遂行上やむを得ない理由がある場合は、ダイヤルアップアクセスポイント番号を変更することがあります。 エ 当社は、ダイヤルアップ回線の通信の品質を保証いたしません。 オ 本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。		
7 ブログ機能	無線インターネットサービス取扱局に設置されるホームページ情報蓄積装置等を利用して、日記型ホームページに係る情報の蓄積又は公開等が容易に行うことがで	ベーシック	無料
		プラス	450 円 (486 円)

	きる機能をいいます。	プロ	950 円 (1,026 円)
備考	<p>ア 本機能において登録することができるサービスは、ベーシック、プラス、プロの何れか、1に限ります。</p> <p>イ 本機能登録月の利用料金は、無料となります。</p> <p>ウ 本付加機能の廃止登録後2ヶ月間は、新たに登録いただけません。</p> <p>エ ベーシック、プラス、プロの何れかのサービスから他のサービスへ変更することができます。その場合における当月の料金は、最も高いサービスの料金を適用します。</p> <p>オ 本機能におけるその他提供条件については、別途定める利用規約に準じます。</p>		

第2表 事務手数料等

1 適用

手続きに関する料金の適用については、次のとおりとします。

区 分	内 容
(1) 事務手数料等に係る料金の適用	ア 無線インターネットサービス契約の申込みをし、その承諾を受けたときに契約事務手数料を適用します。 イ 無線インターネットサービス契約者からの請求により、付加機能の内容の開始、変更又は廃止を行う場合は、無線インターネットサービス契約者は2（料金額）に規定する手数料の支払いを要します。
(2) 事務手数料等の適用除外又は減額等	ア 当社は、2（料金額）の規定にかかわらず、事務処理の態様等を勘案して、別に定めるところにより、手続きに関する料金の適用を除外し、又は、その額を減額して適用することがあります。

2 料金額

(1) 契約に係るもの

種 別	単 位	料金額 (税込価格)
契約事務手数料	1の申込みごとに	2,000円 (2,160円)
備考 当社の判断により、契約に係る手数料をいただかない場合があります。		

(2) 付加機能に係るもの

ア 有料ダイヤルアップIP接続機能に係るもの

区 分	単 位	料金額 (税込価格)
有料ダイヤルアップIP接続機能開始手数料	1接続IDごとに	1,000円 (1,080円)

第3表 附帯サービスに関する料金

第1 マカフィーセキュリティサービス利用料

区 分		単 位	料金額 [月額] (税込価格)
マカフィー セキュリティサ ービス	日本ネットワークアソシエ イツ株式会社(「ネットワー クアソシエイツ」)が提供す るセキュリティソフトウェ アのエンドユーザライセン ス契約を、当社を通じて販売 するサービスをいいます。	1 IDごと	マカフィー・ウイルススキャン、 マカフィー・パーソナルファイアウォール プラス、 マカフィー・スパムキラー、 マカフィー・プライバシーサービス 各 250 円 (各 270 円) マカフィー・セキュリティスイート (上記 4つのセット) 500 円 (540 円)
備考	<p>ア 当社は、1の契約者回線につき1のサービスを提供します。</p> <p>イ 本サービスにおいて、その他提供条件については、日本ネットワークアソシエイツ株式会社と無線インターネットサービス契約者とのエンドユーザライセンス契約(利用規約)に準じます。</p> <p>ウ 当社は、本サービスの利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。</p> <p>エ 当社の故意又は重大な過失により生じた損害である場合は、エの規定は適用しません。</p>		

第2 発行料

区分	単 位	料金額 (税込価格)
料金請求書等発行料	1 料金請求書等の 発行ごとに	100 円 (108 円)
支払い証明書等発行料	1 支払い証明書等の 発行ごとに	300 円 (324 円)
備考		
(ア) 当社は、料金請求書等を1の無線インターネットサービス契約ごとに発行します。		
(イ) 当社は、支払い証明書等を1の無線インターネットサービス契約ごとに発行します。		

附 則

附 則

(実施期日)

1 この約款は、平成21年4月1日から実施します。

(特例措置)

2 平成21年4月1日から平成21年5月31日までの間に無線インターネットサービス契約の申込みをし、かつ無線インターネットサービスの提供を開始した無線インターネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。

(1) 新規契約に伴う契約事務手数料については、0円とします。

附 則

(実施期日)

1 この改正約款は、平成22年12月1日から実施します。

(整理品目に関する経過措置)

2 この改正規定実施の際、現に改正前の規定により当社が締結した付加機能に関する提供条件は、次に掲げるもののほか、改正規定に規定する付加機能に関する提供条件に準ずるものとします。

3 前項に規定する付加機能に関する提供条件は、次のとおりです。

第1表 料金

第1 利用料金

2 料金額

2-1 定額利用料

2-1-2 付加機能利用料

おてがるサーバー (独自ドメイン) 機能	無線インターネットサービス契約者が所有するドメイン名を、無線インターネットサービス取扱局に設置された情報蓄積装置にあらかじめ登録することにより、利用に係る電子メール機能、ホームページ機能等を、そのドメイン名により利用することができる機能をいいます。	—	当社が別に定める額
備考	ア 当社は、当社が別に定める額及びおてがるサーバー機能の提供条件等をおてがるサーバーサービス利用規約に定めるところによります。		

第3表 事務手数料等

2 料金額

(2) 付加機能に係るもの

おてがるサーバー (独自ドメイン) 機能に係るもの

種別	単位	料金額 (税込価格)
—	—	当社が別に定める額
備考		

附 則

(実施期日)

1 この改正約款は、平成25年5月1日から実施します。

2 料金表 2-1-3 付加機能利用料 4 ホームページ閲覧規制機能については、平成25年5月1日をもって新たに契約の申込み受付を停止します。

(経過措置)

3 料金表 2-1-2 付加機能利用料 4 ホームページ閲覧規制機能について、平成25年5月1日までに契約の申込みを受け付け、料金表 2-1-2 付加機能利用料 4 ホームページ閲覧規制機能を提供開始したものについては、平成25年5月1日から平成25年6月30日までの間、次のとおり扱います。

4 ホームページ閲覧規制機能	無線インターネットサービス契約者契約者がホームページの閲覧をする場合に、当社が別に定めるところにより指定したホームページの閲覧を規制する機能をいいます。	1 識別 I D ごと	200 円 (210 円)
備考	<p>ア 当社は、1 の契約者回線につき 1 の機能を提供します。</p> <p>イ 本機能は、ホームページ閲覧規制として完全な機能を果たすことを保証するものではありません。</p> <p>ウ 本サービスにおいて、その他提供条件については、デジタルアーツ株式会社と無線インターネットサービス契約者とのエンドユーザライセンス契約（利用規約）に準じます。</p> <p>エ 当社は、本機能の利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。</p> <p>オ 当社の故意又は重大な過失により生じた損害である場合は、エの規定は適用しません。</p> <p>カ 本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。</p>		

附 則

(実施期日)

1 この改正約款は、平成 25 年 9 月 10 日から実施します。

(整理品目に関する経過措置)

2 海外ローミング機能については、平成 25 年 9 月 10 日より新規申込受付を停止し、平成 25 年 10 月 1 日日本時間午前 9 時をもって提供を終了するものとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正約款は、平成 25 年 10 月 1 日から実施します。

(整理品目に関する経過処置)

2 平成 25 年 9 月 10 日の附則を上書きで日付変更します。

附 則

(実施期日)

1 この改正約款は、平成 26 年 4 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正約款は、平成 26 年 6 月 12 日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正約款は、平成 26 年 7 月 25 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(整理品目に関する経過処置)

3 料金表 2-1-2 付加機能利用料 7 プレミア機能については、平成 26 年 7 月 31 日をもって新たに契約の申込み受付を停止します。

4 電子メール機能に係る付加機能のうち、受信電子メール転送設定については、平成 26 年 7 月 31 日をもって新規申込み受付を停止し、同日をもって提供を終了するものとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正約款は、平成27年1月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正約款は、平成27年3月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

(整理品目に関する経過措置)

3 この改正規定実施の際、現に改正前の規定により当社が締結した付加機能に関する提供条件は、次項に掲げるもののほか、改正規定に規定する付加機能に関する提供条件に準ずるものとし、

4 前項に規定する付加機能に関する提供条件は、次のとおりです。

第1表 料金

第1 利用料金

2 料金額

2-1 定額利用料

2-1-2 付加機能利用料

7 プレミア機能	無線インターネットサービス契約者が利用する電子メール機能、ホームページ開設機能の増強をいいます。 (ただし、独自ドメイン機能において提供する電子メール機能、ホームページ機能は除きます。)	基本額	1機能ごと	1,000円 (1,080円)
		加算額	1メールアドレス追加ごとに(100MB/1メールアドレス)	200円 (216円)
			1メール蓄積容量100MB追加ごとに	200円 (216円)
			1ホームページ蓄積容量5MB追加ごとに	200円 (216円)
備考	<p>ア 当社は、本機能1契約につき、1(電子メール機能)により無料提供する最大3のメールアドレスに加え、最大2のメールアドレス(合計5のメールアドレス)を追加割り当てするものとし、1のメールアドレスに蓄積できる通信の情報量は100MBとします。</p> <p>イ 本機能の契約者は、利用するメールアドレスの数及び1のメールアドレスにおいて利用できるメール情報蓄積容量の変更を請求することができます。</p> <p>ウ 1(電子メール機能)に定める規定にかかわらず、追加することができるメールアドレスの数は、最大5個までとします。</p> <p>エ 追加することにより付与される1のメールアドレスにおいて利用することができるメール情報蓄積装置の容量は100MBとします。</p> <p>オ 1(電子メール機能)に定める規定にかかわらず、メール蓄積容量は、1のメールアドレスごとに100MB単位で最大1GBまで追加できます。</p> <p>カ 当社は、本機能1契約につき、2(ホームページ開設機能)により無料提供する蓄積情報量の最大20MBに加え、最大30MBの情報量を割り当てるものとし、1のホームページアドレスに蓄積できる通信の情報量は最大50MBとします。</p> <p>キ 2(ホームページ開設機能)に定める規定にかかわらず、本機能の契約者は、1のホームページアドレスごとに5MB単位で最大50MBまで蓄積容量を追加することができます。</p> <p>ク 電子メールの利用に係るその他の提供条件は、1(電子メール機能)における備考のキからサに定めるところによります。</p> <p>ケ ホームページの利用に係るその他の提供条件は、2(ホームページ開設機能)における備考のウからケに定めるところによります。</p>			

附 則

(実施期日)

1 この改正約款は、平成27年4月30日から実施します。

(整理品目に関する経過措置)

2 料金表2-1-2付加機能利用料 8グループコミュニケーション機能については、平成27年4月30日をもって新規申込受付を停止し、平成27年6月30日をもって提供を終了するものとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正約款は、平成27年7月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

(整理品目に関する経過措置)

3 この改正規定実施の際、現に改正前の規定により当社が締結した付加機能に関する提供条件は、次に掲げるもののほか、改正規定に規定する付加機能に関する提供条件に準ずるものとします。

4 前項に規定する付加機能に関する提供条件は、次のとおりです。

第1表 料金

第1 利用料金

2 料金額

2-1 定額利用料

2-1-2 付加機能利用料

8 グループコミュニケーション機能	無線インターネットサービス取扱局に設置される情報蓄積装置を利用して、無線インターネットサービス契約者と同契約者が指定したユーザ間で情報の蓄積、閲覧ができる機能をいいます。	基本額	1 オーナー I D 4 メンバー I D 蓄積容量 50MB	無料
		加算額	1 オーナー I D 追加ごとに	200 円 (216 円)
			10 メンバー I D 追加ごとに	100 円 (108 円)
			蓄積容量 50MB 追加ごとに	200 円 (216 円)
備考	ア 無線インターネットサービス契約者は、オーナー I D を最大 5 個まで登録することができます。 イ 1 のオーナー I D で蓄積できる通信の情報量は、基本で 50MB とし、最大 500MB まで蓄積容量を追加できるものとします。 ウ 1 のオーナー I D で、1 のグループを登録することができます。 エ 1 のグループに登録できるメンバー I D は、基本で 4 とし、最大 5 4 までメンバーを登録することができます。 オ 当社は、他人の著作権その他の権利を侵害し、公序良俗に反し、又は法令に違反する態様で本機能が利用されていると認められた場合は、本機能の停止を行うことがあります。 カ 本機能におけるその他提供条件については、別途定める利用規約に準じます。			

附 則

(実施期日)

1 この改正約款は、平成27年9月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正約款は、平成28年5月21日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正約款は、平成29年2月7日から実施します。

(特例措置)

- 2 初期契約解除に係る以下の事項については、平成28年5月21日に遡り適用します。
 - ・ 第4章 契約 (初期契約解除) 第16条の2
 - ・ 料金表 通則 (料金の計算方法等)